

# 目会計Network

## 23年度の主な税制改正について

平成23年1月25日に国会に提出されていた「平成23年度税制改正法案」のうち、民主・自民・公明の3党が合意した「改正法案」が6月22日に成立しました。今回成立したのは、平成23年3月末の期限を「つなぎ法」で3ヶ月間延長した租税特別措置法等が中心となっています。

今回の事務所ニュースでは、成立した部分を中心に先送りされた部分も含めて紹介します。

### 《所得税関係》

#### 年金所得者の確定申告不要制度の創設

年金所得者の申告手続の負担を軽減するため、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の者について確定申告が不要となります。

【平成23年分以後適用】

#### 確定申告をする義務のある人の還付申告が翌年1月1日から可能となります。

【平成23年分以後適用】

現行では確定申告をする義務のある人は、2月16日から還付申告ができることになっています。

#### 上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率適用期限の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率が2年延長されます。

【平成25年12月31日まで延長】

平成26年1月からは20%の本則税率となります。

#### 所得税の寄付金の税額控除制度創設

認定NPO法人への寄付について、所得税において税額控除制度(控除率40%、個人住民税とあわせて50%まで)が導入されます。公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄付についても同様の税額控除制度が導入されます。

【平成23年分以後の寄付金から適用】

### 《法人税関係》

#### 中小企業軽減税率の延長

中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率の適用期限が延長されました。

【平成24年3月31日まで現行の18%が適用】

#### 雇用促進税制の創設

中小企業が、当該事業年度末において前事業年度末と比べて、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、1人当たり20万円税額控除できる制度が創設されました(大企業は10%以上かつ5人以上)。

【平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度】

税額控除額は、大企業では、法人税額の10%を、中小企業では法人税額の20%を限度とします。

## グループ法人税制の見直し

100%グループ内の他の内国法人が次に該当した場合には、その株式について評価損を計上しないことになりました。

100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合  
解散が見込まれる場合

そのグループ内で適格合併により解散することが見込まれる場合

【平成 23 年 4 月 1 日以後に行う評価替えより適用】

適格合併等の場合の欠損金の損金算入に制限が設けられました  
適用対象から被現物分配法人の自己株式の適格現物分配が除外  
されます

【平成 23 年 4 月 1 日以後に行われる適格現物分配】



## 《資産課税関係》

### 住宅取得等資金贈与の非課税対象の拡大

現行の範囲に、住宅の新築等に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における、その土地等の取得のための資金が追加されました。

【平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与から適用】

平成 23 年の非課税枠は 1,000 万円です。

原則として贈与の年の翌年 3 月 15 日までに住宅を取得する必要があります。

### 非上場株式等の納税猶予制度の見直し

事業承継税制の適用にあたって、申請会社及びその関係者が風俗営業会社等の株式を一定以上保有してはならないとする要件が見直されました。具体的には、関係者の範囲を、「親族等」から、「後継者本人・生計を一にする親族等」に絞り込みました。

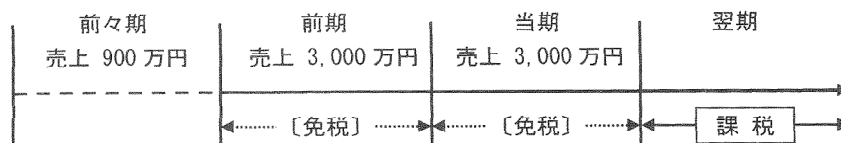
【平成 23 年 6 月 30 日以後の相続・遺贈又は贈与より適用】

## 《消費税関係》

### 免税事業者の要件の厳格化

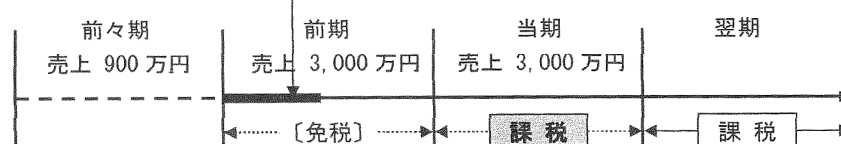
基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者のうち前期半年間の課税売上高が 1,000 万円超の場合には免税点制度を適用しないことになりました。この適用に当たって事業者は課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができます。

現行



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定  
⇒前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期から

改正後



【平成 25 年 1 月 1 日以後開始事業年度（個人は平成 25 年分）より適用】

## 仕入税額控除の95%ルールの見直し

### 現 行

非課税売上に対応する課税仕入については、仕入税額控除を認めないのが原則となっています。  
ただし、売上のほとんど(95%以上)が課税売上の場合は、全ての課税仕入について仕入税除を認めています。(いわゆる「95%ルール」)

### 改正後

事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を中小事業者(1年間の課税売上高が5億円以下の事業者)に限定することになりました。

【平成24年4月1日以後開始課税期間より適用】

課税売上高5億円超の事業者は課税仕入の一つ一つの取引について区分が必要となるので、実務上の影響が大きいと思われます。

## 《平成23年度税制改正法案のうち継続協議とされたもの》

### 所得税関係

#### 給与所得控除の改正

- ・給与所得控除に上限を設定する。
- ・高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除を縮減する。

#### 退職所得課税の改正

- ・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。また、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止する。

#### 成年扶養控除の改正

- ・成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等をふまえ、控除を縮減。

### 法人税関係

#### 法人税率の引下げ

- ・国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる  
このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げる。

#### 繰越欠損金の繰越期間の延長

- ・現行7年を9年に延長

#### 減価償却資産に係る定率法の償却率の縮減

- ・当初の改正案では平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率について、定額法の償却率を2.0倍した数(現行2.5倍した数)とすることになってました。

#### 中小企業以外の貸倒引当金の廃止

### 資産税関係

#### 相続税の基礎控除の引下げ

- ・現行「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」である基礎控除を「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げる。

#### 相続税の税率の引き上げ

- ・最高税率を55%に引き上げるなど税率構造を見直す。

#### 相続税の未成年者控除、障害者控除の拡充

- ・1年あたりの控除額を10万円に引き上げる。(現行は6万円)



#### 相続税の死亡保険金の非課税の縮減

- ・現行「500万円×法定相続人」である死亡保険金に係る非課税枠を「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人」とする。
  - イ・未成年者
  - ロ・障害者
  - ハ・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

#### 贈与税の税率構造の改正

#### 相続時精算課税贈与の適用対象の拡大

相続時精算課税制度について、受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65歳以上」から「60歳以上」に引き下げる。

#### 直系尊属からの特例贈与財産の税率の創設

## **被災者向け「個人版私的整理指針」が策定されました**

全国銀行協会や法曹界などが、東日本大震災で被災した個人が抱える債務を軽減する際の目安となる指針をまとめました。

以下にポイントをまとめてみました。

- ・個人や個人事業主が対象
- ・第三者機関（主に弁護士など）の承認と、銀行などすべての債権者の同意を条件に、6ヶ月以内に債務免除の手続きを完了
- ・被災者を自己破産させずに生活再建を支援するのが狙い
- ・8月22日から適用
- ・債務免除を受けるには2段階の手続きが必要
  - 第一段階は、全国銀行協会が出資して作る第三者機関の運営委員会の承認が必要
  - 第二段階は、第三者機関が債務の免除を認めた後に、すべての債権者の同意を得ることが必要
- ・この指針により債務免除を受けた人については、その事実を信用情報機関に記録しないこととする
- ・債権者側は損失を被るが債権放棄には無税償却が認められる

以下に該当する人は対象から除かれます

- 大震災前に長期の延滞や破産などによってローンの一括返済を請求された人
- 反社会的勢力に属する人
- 消費や賭博で過大な借金をした人

## **あとがき**

今回は、6月末に成立した「23年度税制改正」を中心に掲載しました。さらに、今回成立が見送られ、継続協議とされた部分についても、今後成立すれば影響がありそうな部分も掲載しました。

そして、4ページ目では、被災地の復興をはかる上で懸念されていた被災者の「二重ローン」対策として「個人版私的整理指針」が策定されましたので、そのことを紹介しています。

【ニュース委員会】